

○玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成30年3月5日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成30年玉東町条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、町長が所管する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

(指定等の通知)

第3条 町長は、条例第6条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定の申請をした団体に対し、公の施設に係る指定管理者指定書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、条例第6条第1項の規定による指定管理者の指定をしなかったときは、当該指定の申請をしなかった団体に対し、公の施設に係る指定管理者不指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(指定の告示)

第4条 条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定をした団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第5条 町長は、条例第9条第1項の規定により指定を取り消したときは、公の施設に係る指定管理者指定取消書(様式第4号)により通知するものとする。

2 町長は、条例第9条第1項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、公の施設に係る指定管理者管理業務停止命令書(様式第5号)により通知するものとする。

3 町長は、条例第9条第2項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称

- (3) 指定を取り消した日(当該指定を取り消したときに限る。)
- (4) 管理の業務の停止の期間(当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。)
- (5) 停止を命じた管理の業務の範囲(当該業務の一部の停止を命じたときに限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(事業報告)

第6条 条例第10条に規定する事業の報告は、事業報告書(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

玉東町長 様

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

印

公の施設に係る指定管理者指定申請書

次の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

施設名

(添付書類)

- 1 管理を行う公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 管理を行う団体の経営状況を説明する書類
- 4 その他町長が特に必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

玉東町長

印

公の施設に係る指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった玉東町公の施設に係る指定管理者の指定については、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり指定します。

指定管理者として管理を行う公の施設の名称

指定管理者として指定する期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

玉東町長 印

公の施設に係る指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった玉東町公の施設に係る指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので通知します。

申請に係る公の施設の名称

理由

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

玉東町長



公の施設に係る指定管理者指定取消書

年 月 日付け 第 号で指定管理者に指定したことについては、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり取り消します。

指定の取消しに係る公の施設の名称

指定の取消し年月日 年 月 日

理由

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、玉東町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、玉東町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

玉東町長



公の施設に係る指定管理者管理業務停止命令書

年 月 日付け 第 号で指定管理者に指定したことにより行う管理の業務については、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり停止を命じます。

管理業務の停止に係る公の施設の名称

管理業務の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

停止する管理業務の内容 全部 ・ 一部

理由

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、玉東町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、玉東町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

玉東町長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名



事業報告書

玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定により、次のとおり報告します。

管理している公の施設の名称
報告内容

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)